社会制度の中の情報技術

筒　井　淳　也

1　はじめに

特定の時代における技術について論じる場合、技術そのものの特性よりも、その時代の社会のその他の要素との関連性をより詳細に考察する必要がある。技術が社会を一方的に変えていく、という技術決定論は短絡的である――これが技術の社会学的研究の最も重要な主張であるが、例えば「エンジニアの夢」にのせられた技術への期待は、しばしばこの謙虚な警告を度外視する形で発展していく。

1980年代以降の社会学は、個々人のミクロな行動がマクロなレベルにおける社会構造化と相互規定的な関係にあることを理論的に明らかにしてきた。個々人のミクロな実践は長期的に存続することが予期されうる構造を前提にのみ可能である一方で、時間的・空間的に広い範囲で制度化されているマクロな社会構造はミクロな実践を通じてのみ再生産される。構造化理論に代表されるこういった社会学理論は、しかしその応用において柔軟性を欠き、主に社会階層論などに適用されてきたにすぎない。こういった構造化理論の適用における視野の狭さは、社会の多様なサブシステムにおける行為と構造をつぶさにみることによって克服される。

例えば「インターネット上のコミュニケーション」の構造化についてみてみよう。「インターネット上のコミュニケーションは匿名的だ」などのような具体性を欠いた抽象化を避けるために第一に必要な作業は、コミュニケーションにおける個々人のポジションの特定である。ある場合には個人は知り合いとチャットをしているのかもしれないし、業務上の連絡をＥメールで行っているのかもしれない。当然これらの場合、匿名性は成り立たない。また、匿名なコミュニケーションにしろ知り合いとのコミュニケーションにしろ、あらゆるコミュニケーション行為は様々な構造を前提としている。親密なコミュニケーションおよび業務上のコミュニケーションにおいては、オフラインでのそれらのコミュニケーションと同様の規範がオンラインコミュニケーションにおいても適用される。とくに社会心理学やコミュニケーション論の言説において、「コミュニケーション」という理論的概念は、こういった多様性を覆い隠してしまうことがよくある。コミュニケーション、社会制度、情報技術の関係は多様であることを忘れてはならない。

社会に普及していく技術は、個人行動レベルでの選択をコード化することを通じて強力に社会構造を形作っていくこともあるが、バイオテクノロジー、とくに生殖技術のように個々人の選択肢を増大していくこともある。社会学的にはこれらに共通して考慮すべき要素があるが、まずはこの二つの区別をすることが肝要である。技術はそれが革新的なものであればあるだけ、基礎的な社会構造を形作るが、それは個々人の選択肢の布置を微妙に変えていくことを通じてである。行為と社会構造の複雑かつ精緻な絡み合いという近代的状況に、技術を適正に位置づけていく作業が必要とされている。とくに情報技術を位置づけていく際に欠かせないのは、コミュニケーションを単なる情報の伝達として考えるという狭い視野に陥らないためにも、コミュニケーションを多角的に捉える視点を確保していくという作業である。以下では、技術と社会制度との関係を念頭に置きつつ、現代の情報技術のより適切な位置づけを行う。

2　構造化する技術と選択肢をもたらす技術

「技術が人々の行動の幅を広げていく」というのが一般的見解であるとすれば、それに対して、技術

が人々の行動の監視や規制に際して非常に強力に働きうるということを想起しておく必要がある。

まず、情報技術は人々の日常生活や社会・経済状況についての周到なモニタリングを可能にしてきたということを抑えておくべきである(Giddens 1985)。紙や電子媒体による個人行動の記録は、社会形態が知り合いどうしからなる共同体組織から知らない者どうしのあいだでの有機的に弱い結合からなる利益共同体に転換するうえで必須となる。情報技術によるモニタリングは、しばしばプライバシー問題として論議を巻き起こすが、こういった思考の道筋は事態を単純化しすぎている。第一に、モニタリングは物資やサービスの効率的な伝達の必須要件である。第二に、モニタリングされる情報は必ずしも個人情報である必要はない（POS を想起するまでもなく、在庫状況のモニタリングなどを考えればよい)。そのうえ、たとえモニタリングされるのが個人情報であるとしても、問題であるのは様々な文脈をこえた個人情報の結合（流出）であり、個人情報の収集それ自体ではない。

つまり、情報技術はまず近代的社会形態の最も根本的な原理であるアソシエーション（利害による緩やかな結合）を可能にしており、その意味では生産力の向上を可能にした産業分野での機械技術と並んで社会制度の基礎を成している。例えばマローンは調整 coordination という概念を軸に、情報技術の浸透に伴って、経済活動における比較的局地的な階層 hierarchy 原理による調整から、より広域的に拡大した市場原理による調整への転換が生じると予想しているが、これは電子ネットワークのような高度な情報通信技術が登場する以前の段階において、通信技術と輸送技術の発達に伴って市場自体が十分に大きく拡大していることを踏まえた議論である（Malone et al. 1987)。いずれにせよ、「生産から消費への転換」を唱えたベルの主張に反して（Bell 1973)、情報技術は生産過程の効率化を促した面が大きいし、個人のモニタリング能力を超えて広がる市場という近代社会制度の根本において情報技術が果たしてきた機能は無視できないのである。

一般的な商品の購買行動に関しては、情報技術は主に生産と流通の過程において効率化を促すものであるが、モニタリング技術に関しては消費行動自体(購買行動ではなく) に影響を与えることは少ない。しかし著作物や知的財産に関しては、情報技術は全く異なる意味での消費行動のモニタリングを可能にしつつある。というのは、商品の使用に際し、技術的にプロテクトをかけることが容易にできるようになるからである。ソフトウェアのインストールとコピーに関するこのようなプロテクト技術は、消費者の行動に対して従来ではあり得なかった制限を課していくものである。レッシグが憂慮するように、プロテクト技術はフェアユースの範囲を不当に狭めてしまうことにもつながるため、情報技術はこの意味で著作権制度を骨抜きにするどころか、強化することにつながっていく可能性が高い（Lessig 1999)。このことはむろんビジネスにとってはより確実な利益という目的に（少なくとも表面的には）かなったものであるが、フェアユースを主張する消費者にとってはより厳しい時代が訪れることを意味している。

モニタリングと規制のための技術は、たいていの場合既存の社会制度(市場経済とアソシエーション、著作権などのビジネス利害）を強化・促進する方向に働くが、逆に生殖技術などのバイオテクノロジーは人々の行動の選択肢を根本的に広げていく働きを持つ。避妊技術は「生殖とセクシュアリティの分離」をもたらすことを通じて私たちの性行動の意味を根本的に変え、同時に女性のライフコース上の選択肢を潜在的に多様なものとしてきた。これに加え、人工授精、精子バンク、卵子の冷凍保存などの比較的新しい技術も、やはり潜在的に女性のライフコース上の選択を多様化する。避妊技術は性交と生殖を分離したが、人工授精技術は結婚（あるいは一般的に異性愛）と生殖を分離する可能性を秘めている。

3　モニタリング技術による時空間の拡大

上述したように、近代の社会制度は、たいていの場合貨幣に換算される利害を介して結びついた緩やかな関係（アソシエーション）を基本としており、またこの関係は貨幣という交換の「コミュニケー

ション・メディア」の特性のゆえに、前近代の共同体（コミュニティ）と比べて時間的・空間的に格段に広がっている。このような「薄い関係」が維持されるためには、前提として貨幣や共通の言語基盤が必要であるが、同時に広い空間を効率的にモニタリングするための装置が必要となる。

貨幣は一般的通念としては社会関係を平準化するものとして見られがちであるが、ゼリザーによれば、近代社会においても人々が貨幣を特殊な社会関係 social relations のなかに埋め込んでいくという傾向が認められる（Zelizer 1997）。確かに家族の外の市場においては、貨幣は匿名的な交換を可能にし、比較的場所と状況、取引する者どうしの社会関係の特殊性に影響されないようにも見える。しかし家族内の貨幣のやりとりは家族内の社会関係（場合によっては関係性 relationship）に大きく依存するし、家族内の交換でなくとも、特定の社会関係を背景とするやりとり、例えばギフトや貧しい層への慈善の給付などにおいては、経済的取引といえども社会関係の特殊性、社会的カテゴリーの差などに左右される。この意味では貨幣を媒介とした社会関係の平準化という「近代の一般的性向」は、一定の段階において制限を受けている。

しかし、こういった社会関係の特殊性による「再埋め込み」現象の前に、私たちの経済活動自体がすでに様々なかたちでモニタリングされており、そのモニタリングの目的は多くの場合平準化とは逆のものであるということに気付いておく必要がある。というのも、大量に生産される財やサービスの調達が、「どこに、どれだけ、いつ」なされるのかという決定が、市場経済においては不可欠なものとなるからである。市場は貨幣と並んで広い意味での取引費用を削減する機能を持っているが、市場規模の拡大は必ずしも経済取引の際にかかるコストを下げるものであるとは限らない。むろん貨幣が関係を平準化する過程と関わりなく、個々人、および組織のニーズは多様であるのだから、透明性が十分に確保されない状態で規模だけが拡大すれば、取引者双方のニーズが一致する蓋然性が格段に落ちてしまうからである。ギフトの交換が社会関係の特殊性に影響されるというのであれば、財の交換一般もすでに空間的に広がった様々な経済利害を持ち合わせた組織と個人の状況の特殊性、つまりは「経済関係の特殊性」を反映したものにならざるをえない[1)]。

ウェブスターらが指摘するように、現在にいたる産業化の過程においては、ニーズや在庫状況といった情報の記録・伝達を効率的に行う情報技術が一次産業、二次産業を補完するかたちでの「情報化」が顕著であった（Webster 1995）。「平準化する力」としての貨幣による関係媒介は、差異と特殊性を的確に捉えて取引やコミュニケーションを調整するモニタリングのための情報技術を抜きにしては成り立たない。このことは近代化を社会理論として評価する際に忘れてはならないひとつの公準から導かれている。すなわち、社会関係の一面における平準化は、別の領域での周到な特殊化によって補完されなくてはならない。デュルケムの古典的定式化を参照するまでもなく、機能分化した社会においては多様な組織と個人が結合しあっていることが前提となるからである。

しかしこういった経済関係の視角のみからモニタリング技術を位置づけすることは偏った評価を導いてしまう。モニタリングは、何も商品流通過程にのみ使用されるものではなく、近代においてはほとんどあらゆる社会制度に根源的に組み込まれているものである（Giddens 1991）。経済領域においても、モニタリングは地域的・血縁的な関係からより匿名的なアソシエーションへの社会関係の脱埋め込み disembedding を可能にするものであるが、同じことは私経済と区別された公共サービスについても適用できる。税制、社会保障制度の整備と調整に必要な個人情報はいうまでもなく、所得配分、犯罪抑制、移民コントロールなどにおいて政府が収集・管理する統計情報は社会生活の調整において不可欠のものとなっている。

公共財の配分においては、私経済における商品の流通と異なり、多様性は補完されるものではなく埋め合わせられるべきものとして定式化されることが多い。この場合の多様性とは欲求の合致のパターンとしての経済関係の多様性ではなく、主に階級・階

層間の関係の調整である。この調整においてモニタリング技術が使用されるならば、当然モニタリングはマクロな権力関係と大きく関わっているということにもなる。第一に、大規模な統計（その最たるものがセンサスであろう）は実施すること自体に莫大なコストが発生し、また各組織が独占して保持したがる情報を拠出させる必要があるため、実質それが可能なのは政府のみである。第二に、そうして政府によって収集された情報は本来公共的知識として公開されるべきものであるが、こういった情報へのアクセスはかなりの程度限られたものになっているし、加工される前のデータを参照することは原則的にできない。最後に、たとえモニタリングされた情報へのアクセスが開放されたとして、通常の個人のうちそういった情報を適正に解釈できるスキルを持った者はむしろ特殊であろう。ハーバマスがかつて問題提起したように、公共空間は営利組織としての「マスメディア」に支配されたPR空間と化している(Habermas 1990)。イギリスのジャーナリストであるフィリップスは、人々が与えられた情報の適切な評価をする能力もないし、またエートスも持ち合わせていないことを問題視している[2)]。

より広い枠組みで見た場合、問題なのは、情報技術によって可能になるモニタリングが社会経済制度を根本的に可能にしている基礎的な要素をなしているのと同時に、広範囲で大規模な、また組織内に立ち入るようなモニタリングを実施すること、およびその成果へとアクセスすることが、社会経済的な階層に応じて不均衡に配分されているということである。経済的な格差に加えて、社会的格差、つまり教育によって得られる情報リテラシーの格差が「技術の社会的利用」のネガティブな意味での多様性を生み出している。

「技術の社会的構成」という視点は技術の社会学的研究の結論ではなく、むしろ出発点である。そして技術の「利用」はその一側面として位置づけられなければならない。米国の社会学者ディマジオらは精力的にインターネット利用の多様性についてサーベイしているが（DiMaggio et al. 2001）、まず踏まえておかなくてはならないのは実は技術が社会経済的構造に対して持つ根本的な関係であり、個々人や組織の技術利用の格差についての評価は、広範な社会構造のなかに適切に位置づけられて初めて意味を持つものである、ということだ。確かに、16世紀に発展した遠距離航海技術が西ヨーロッパの国際的な商業システムのかたちを一変させたように、技術のアクセス可能性の格差は全体的な社会経済的構造形成にとって決定的な要因となることがある。インターネットなどの新しい情報技術が構造変動につながるかどうかの評価は難しいが[3)]、この評価は技術へのアクセス可能性の配分という観点を含み込みつつ（技術決定論を退けつつ）地道に判定していくしかない。少なくとも現在の主な情報技術は、産業社会に変わるシステムを予示しているのではなく、ベルに対して異議を唱える様々な論者が主張するように、グローバルに展開している産業社会システムを補完するものとなっている。公共財・サービスの配分／調整／規制の際に必要となるモニタリングは、国民国家の政府が専有しているのが現状であり、そういった情報へのアクセスは経済的にも社会的にも限られたものにとどまっている。しかも現状のインターネットは、商業ベースから離れた広範なモニタリング作業には全くと言っていいほど向いていないという指摘は明示的にはほとんど聞かれることがない。

4　知的財産制度を支える情報技術

コンピュータと電子ネットワークの技術は効率的な情報の共有を可能にする技術であるという観点から、米国を中心に1960年代から電子図書館の構想が盛んになされるようになった。インターネットの原型となったARPANETの研究にも携わったリックライダーは、未来の図書館のあり方について審議する研究チームのメンバーとして発表した論考において、電子図書館が果たすであろう機能について、25項目にわたって整理している（Licklider 1965）。いずれも増大する蓄積された情報の効率的な利用に関するものであるが、ステフィックが論評するように、リックライダーらのチームは「知的財産というものを

まったく考慮に入れていなかった。彼らが必要と感じていたのは、もっぱら技術のみだった」（Stefik 1996）。技術というのはこの場合、たとえば文書のデジタル化によって可能になる効率的かつ正確な検索などである。リックライダーによれば、電子化は印刷物の「受動性」を克服する。受動性とは、印刷物などの駆動性のなさ、注釈をつける作業などにみられる情報の加工のしにくさのことを意味している。

> 本の受動性が問題だと言われても、そんなことは当たり前すぎるので、「本が書かれている内容を読み上げるべきだとでも言いたいのか」と詰め寄りたくなるかもしれない。もちろんそうではない。しかし、情報をページから引き離すのが難しいことと、本が情報処理機能を備えていないことは、人間が記録された知識と関わるための手段である本の致命的な欠陥である。本を配送せずに情報だけを転送できるような、本に変わる手段を考案する必要がある。この手段は、情報を提示するだけでなく、指定、適用、表示、変更、再適用といった一定の手順に従って情報を加工できなければならない。このような機能を実現するためには、図書機能とコンピュータを融合することが必要である。（Licklider 1965：6）

知的財産の制度は著作権のほかに特許、商標権等の工業所有権からなるが、その特徴として、モノの所有権が移行しても知的財産権自体は継続していくことにある。というのも、知的財産は低いコストで不正に複製（あるいは盗用）された場合、価値を減じていくからである。

モノや情報に付与している知的財産権は、そのモノ・情報を作成した個人や組織に帰属している。つまり知的財産権は、所有権が最終的に帰属される個人と組織を基礎単位とした近代社会制度のひとつの現れである。近代社会制度としての「個人」は、選択権とそれに伴う責任（行動の結果の自己責任）を帰属された単位であるが、何も個人の選択と責任の範囲は確固としたものとして制度化されているわけではない[4)]。選択の自由の範囲と自己責任の範囲は、一部には社会経済構造に影響されるかたちで、あるいは理念に導かれるかたちで、不断に変化していることに気をつけるべきである。例えばサービスやソフトウェア以外の商取引分野においては、PL 法が製造者と消費者との責任の範囲を変えることになった。つまり製造者責任は「売る」行為とそのことによる受益という選択の帰結（消費者による製品の使用）についての責任の範囲を修正する考え方である。知的財産をめぐる諸制度は、逆に知的財産権が帰属される主体の受益範囲を拡張する機能を持っている。

「個人」と「個人が書いたもの」（個人の知的生産物）とを結びつけ、同時に知的生産物に権利と責任を帰属させるのが著作権制度である。そして電子ネットワークの到来という「技術的出来事」と著作権制度を結び付けて考察しようとするならば、避けなければならないのは「電子ネットワークが著作権を崩壊させる」といった予測である。

著作権と技術との関係は非常に複雑なものである。管理と取り締まりを逃れた P2P といった現代のネットワーク技術が著作物の違法なコピーを流通させる道具として根強く存在しているが、著作権が侵害されているという現状を制度的基盤の浸食と混同してはならない。技術は制度的基盤を形作るものでもあるが、著作権制度に関していえば、この作用は知的産物の生産者と生産物との関係が問題とされるようになり、著作権という制度が法的に整備されるようになったきっかけを与えたものである。そもそも複製が技術的に困難な状況では、著作権は問題となりにくい。この意味で、印刷技術等の複製技術が形作る社会構造が、著作権という制度が意味を持つための基盤となっていると言える。

著作権という社会制度について論じる場合、著作権の「侵害」という場合には微妙に異なった複数の意味が込められていることに注意しなくてはならない。そもそも著作権の侵害とはどういった行為を意味しているのだろうか。私たちは通常、著作物の違法な複製や閲覧をもって著作権の侵害と考えやすいが、この場合には知的生産物と生産者との結びつき自体は侵害されていない[5)]。違法に複製されたものであっても、著作物の消費者は誰が正式な著者であ

るのかを了解しているからである。ほとんどの場合、「著作者」という情報自体が一定の価値をもっており、有名作家などの場合、知的生産物に価値を付与しているのは作品自体の内容の価値よりもむしろ著者名であることが少なくない。著作者という情報自体が著作物に価値を付与しているような生産物の場合、この意味での著作権の存在が、副次的結果として著作権による利益の損失を呼び起こしてしまうことにもなる。著作者と著作物を結び付ける制度は、著作者の利益の基盤でもあるが、同時に著作物自体に価値を付与するものでもある。

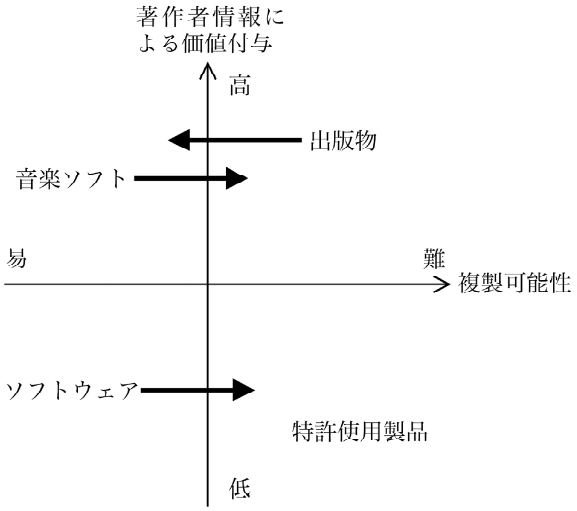

図 1

これに対して、生産物の内容に価値が認められており、消費者が著作権情報をそれほど気にかけずに消費を行うような生産物も存在する。コンピュータソフトウェアや、一般的には特許を使用した生産物のように、著作者との結びつきではなく使用それ自体に価値が付与されるものである。この場合、著作者と生産物との結びつきは単に著作料、使用料を回収するために利用される情報であり、著作物に価値を付与することはない。

18世紀以来200年以上続いてきた技術的環境において、大量複製技術は知的財産の生産者の経済的基盤を確固なものとするのに大きな役割を果たしてきた。「著作権の敵」として考えられやすくなった印刷技術以外の情報技術でさえ、宣伝というチャンネルを通じて著者の経済的地位を向上させてきたという意味では肯定的な関係を持ってきた。著作権をめぐるこの社会経済的な構造は、ひとつには複製技術自体がいまだコストを要するものであったことから、国家的な管理の行き届いた私企業が複製技術を独占していたという技術・経済的な制限によって成り立っていた。また著作者と著作物との結びつきを宣伝することも、マスメディアにアクセスできるほどの資源を有している大規模な組織だからこそ可能になったものである。

このように見てみれば、いかにして情報技術が近代的な社会経済構造を支えてきたのかが分かる。何よりもまず確認されるべきなのは、著作権制度は個人化を基本とした近代社会制度の延長線上にあるということである[6)]。コンピュータによる複製と電子ネットワークを経由した低コストでの情報伝達葉、確かに著作者の経済的利益を損ねているケースが少なくないが、著作権制度を、ましてやその基底にある著作権という制度化された理念を掘り崩しているわけではない。しかも、情報技術は少なくとも現在のところ、著作権制度による著者の利益を確固としたものにするために利用されてきたのである。

5　情報伝達のコストと蓋然性の問題

特定の個人による生産物からもたらされる利益の少なくとも一部はその著作者に属している、という近代的著作権制度に対抗する理念が一部で注目を集めている。フリーソフトウェア運動やオープンソース運動は、プログラムのソース情報の公開と共有を理念としている[7)]。この仕組みにおいては、数多くの「ハッカー」たちがボランティアでプログラムの改良を行っていくため、出来上がったプログラムには著作権が付与されていないことが多い。フリーソフトウェア運動は情報の公開の倫理的側面を強調し、オープンソース運動は共有によるプラクティカルな利得を念頭においているという違いがあるにせよ、近代的個人化制度のなかで囲い込まれてきた知的財産がここでは積極的に公開されるという一見「特殊」な運動が展開されている。

しかしこの運動の評価に関しては、ふたつの意味で慎重にならなければならない。ひとつは知的財産の特徴にかかわる問題で、もうひとつは情報の信頼性に関わる問題である。

オープンソースのような運動がうまくいく一つの要因に、コンピュータソフトウェアという知的生産物の特性があったことは間違いない。ソフトウェアの場合、セキュリティや汎用性その他の実用性こそが生産物（この場合プログラムという情報）の価値を決めるほぼ唯一の要素となる。しかもソースは情報というかたちでネットワーク上にのせることができるため、共有が行いやすいという特性も持ち合わせている。

しかしいわゆる「アンチパテント」の流れが強い時代を見るとわかるように、個人あるいは私的企業の利益を保護する知的財産権そのものは、市場全体の利得という観点から制限されるという側面もある。個人の生産物が生む利益はその個人に属するという著作権、知的財産権（個人あるいは私的組織を単位とした独占権）の制度は、社会（ここでは特定の市場）全体の発展を優先させる政策とのバランスにおいて成立してきたものである[8)]。そしてバランスという言い方をすれば、市場全体の発展という側面からしても、知的所有権の保護はイノベーションの基礎となる制度であるため、市場の圧力から知的財産権を保護するのは何も個人を単位とした著作権の理念だけではない。このように、知的財産権自体が市場との関連性において尊重されたり制限されたりするという意味できわめて「コンティンジェントな制度」であることが分かる。情報技術と知的財産権との関連性も、単に倫理の問題に回収するのではなく、このような全体的な布置のなかでとらえ返していく必要がある[9)]。

ここからみてみれば、知的財産権の制限は「ハッカー」が提起する理念に頼らずとも市場との関連において制限される可能性のあるものである。もっともこの場合でも、プログラムの設計図であるソースの公開・共有という運動の独自性は残る。しかしソースの公開によって結果的な利益が生まれるという仕組みを、コミュニケートされる情報全般に広げることはできない。ここにふたつめの問題としての情報の信頼性の問題がある。確かにインターネットは情報の共有を容易にする。しかし以下のような理由で、情報技術の発達による情報の共有の促進は近代的な情報流通の制度に拘束される。

ドイツの社会学者N. ルーマンは、様々なタイプのコミュニケーションが成立するためにはある主体の選択行為が別の行為主体の選択に接続していく必要があり、その接続の蓋然性を高めるものとして「メディア」を定義した。コミュニケーションには三つの非蓋然性 improbability がある、とルーマンは言う。理解、現前、成功である。コミュニケーションにおいて理解の蓋然性を高めるのは言語である。同じコードを持つ言語が二者間において共有されていない場合、コミュニケーションは成立しない。コミュニケーションにおける現前の問題とは、要するに時間と空間を隔てたコミュニケーションの成立可能性を意味する。この意味での蓋然性を高めるのが一般的に考えられているようなメディア（文字、手紙、電子媒体、電子ネットワーク等）である。

極めて歪んだ事態であるが、現在出回っている情報技術とコミュニケーションに関する言説のほとんどが、上記のふたつの（特に後者の）蓋然性の問題しか視野に入れていない。コミュニケーションを情報伝達として、すなわち意思疎通および事実報告として考える態度はあまりに一般的であるが、哲学分野における「言語行為論」を参照するまでもなく、コミュニケーションにはほかにも様々な種類がある。たとえばコミュニケーションが「命令」であるとき、それを受容する側は意思疎通や報告の場合のように単に「理解する」だけでは不適切であり、理解した上で（理解の蓋然性を克服した上で）「承諾／拒否」を示さなければならない。そして通常は、組織的コミュニケーションにおいては、拒否という選択よりも承諾という選択がとられる可能性が高い。組織というのはそもそもそのように権力配分されているからである。

ルーマンが最も重視したのは、通常のコミュニケーション論者が考慮してこなかったこのようなコミュニケーションの成功にかかわる蓋然性である。

コミュニケーションの成功の蓋然性とは、ある主体がコミュニケーションに込めた意図が実現する可能性を意味している。理解（言語）と現前（媒体）の問題がクリアされていても、それは情報の伝達を可能にするだけであり、コミュニケーション主体の意図の通りに相手の側の選択が接続していくとは限らない。つまりコミュニケーションが「拒否」される可能性を排除できない。ルーマンによれば、貨幣、真理、法律、愛、権力などがコミュニケーションの蓋然性を高めるメディアとして機能している。権力は命令というコミュニケーションの蓋然性を高める。そして真理メディアは、情報が「真理として」受容される蓋然性を高める。そして貨幣は時空間的な意味での「市場」とともに、コミュニケーション＝取引の機会を提供し、その蓋然性を高める。

これらのコミュニケーションの蓋然性と、情報技術との関係は単純には推し量ることができない。前述したマローンらは、確かに組織形態（市場とヒエラルキー）が情報技術によって影響を被る、つまり組織がヒエラルキー型から市場型へと相対的に重点を移していくことを論じているが、考察は主に「資産の特殊性」と「製品説明の困難さ」に絞られている。リソースが時間、空間、物的希少性などの面で特殊である場合、取引の関係を市場の一般性に依存させると、逆にコストが高くなってしまう。この場合には継続的な取引関係を築きあげた方が合理的なことが多い。また製品が複雑性を有しており、その説明に時間と手間がかかるような場合、コミュニケーションのコストの観点からすれば選択肢を限定する方が合理的である。これらは要するに、ヒエラルキー型の組織がコストの面ですぐれているための条件である。このうえでマローンは情報技術による通信コストダウンはヒエラルキー型組織の利点を減じていくと予想するのであるが、いずれにしろ選択自体にかかるコストが情報技術によってゼロにはならない以上、ヒエラルキーによる権力配分の機能は存続することが予想できる。ヒエラルキーからマーケットへの移行は事実かもしれないが、完全ではあり得ない。しかも、選択のコストを減らすことを期待されている情報技術は、同時に市場規模を拡大させることを通じて、選択のコストを増やすということもあり得る。ルーマンがいうように、情報の伝達の効率性は個々の選択を行う主体の状況理解を促進させ、結果としてコミュニケーションの成功の蓋然性を減らしてしまうかもしれない。情報量の増大は、コミュニケーションの受け手があえて「反対」する理由を持つ可能性を高めるからである。とすれば、権力メディアの機能は情報技術によって掘り崩されるどころか、それを補完するものとして存続することも考えられる。

日常的なコミュニケーションにおいてはコミュニケーションの内容の真実性が問題となることはそれほど多くない（むしろ内容の真実性が問題となることを避けることが多い）が、マスコミュニケーション特に報道やデータ供給においては情報の真実性、信頼性は重要な要素となる。つまりあるコミュニケーションが「真理」に基づいたものでなければ、コミュニケーションが成功する蓋然性は損なわれてしまう。この真実性を保証するのは通常科学の役割だと考えられることが多いが、特にマスコミュニケーションにおいては、実際には報道機関への信頼が情報の真実性の担保となっている。情報の受け手からすれば、ある程度は情報の真実性を信頼しないわけにはいかない。というのは一般の個人とマスメディアとでは大きな情報力（取材力）の格差が存在するからである。

このようなコミュニケーションの蓋然性の問題を考えてみれば、情報を集めて配分するメディアは単に情報を「伝達」しているわけではなく、その情報に「真実性」という価値を付与することにより情報の流れを円滑なものにしているという機能を持っていることが分かる。ルーマンによれば、理解、現前、成功／失敗という「これら三つのタイプの非蓋然性は、互いに補強し合っている。…（中略）…ひとつの問題の解決は他の問題の解決を難しくする」(Luhmann 1990)。ここでは、メディアの技術的発達による現前の非蓋然性の克服が成功の非蓋然性を高める可能性に触れておくことで十分であろう。報道の場合、離れた場所における事件についての情報伝達の真実性を、情報を受容する側において検証する

ことは不可能であるため、報道機関への信頼がそれを補完することを欠いてはコミュニケーションは成立しない。

同じことは書籍や雑誌の出版やソフトウェアについてもあてはまる。特定の著作物の価値を保証しているのは何も著作者だけではない。編集過程が最低限の価値を付与していることが、特定の情報がスムーズに流通することの基礎にある制度的な仕組みとなっている。学術雑誌においてはレフェリーの存在が記事の科学的妥当性を保証する。情報技術の発達は、現前の非蓋然性を少なくする、つまり伝達のコストを下げることができるが、情報それ自体の価値を保証してくれることはあまり考えられない。

6　おわりに

> 新しくより高度なレベルで、非蓋然的に蓋然的であるコミュニケーションが改善されたテクノロジーによって達成されれば、新しい制度的支出によってバランスが回復されなければならない。(Luhmann 1990：95)

情報技術が広い意味でのコミュニケーションの可能性を広げていくことは間違いないが、それは同時に様々な社会制度に拘束され、あるいは補完されるものである。

まず、近代的社会制度の基礎となるモニタリング技術の（不均衡な）配分にみられるように、情報技術が社会制度の基礎を形作ると同時に社会制度に拘束されている側面を詳細に分析する必要がある。こういった分析は、個々の情報主体の総体的な関連性をみていくことによって可能となる。同じようなことは知的財産をめぐる情報技術の位置づけについてもいえる。制度と技術、この場合知的財産制度と情報技術とは、情報に価値を付与する仕組みなど、より全体的な社会的枠組みの中に位置づけていく必要がある。無数の情報技術関連の言説がほとんどの場合情報伝達コストの低減の効果に焦点を当てていることは驚くに値しないが、逆に言えばこのことは、現在の情報技術は伝達の可能性を高めるだけで、遠隔コミュニケーションの信頼性や組織内コミュニケーションの「全体的」な効率性を高めるところまでは来ていないということを示している。ルーマンが指摘するように、現時点では情報技術がカバーできないコミュニケーションの成立可能性を、様々な社会制度が埋め合わせていることを忘れるべきではない。

注

1）事実、SCM（Supply Chain Management）にしろ CRM（Customer Relationship Management）にしろ、ここ最近の経営学のタームも、要は関係の特殊性をいかに意思決定に反映させるかという旧来的課題の延長線上にある。社会の「マクドナルド化」を懸念する論者はほぼ完全に見落としているが（Ritzer 1996）、顧客サービスにおける平準化された「マニュアル」でさえ、いかにして多様な顧客のニーズに効率的に対処するかという課題のための方策であることが多い。近代化の過程における平準化と特殊化は非常に複雑な形で絡まりあっており、どちらかだけを強調する見方はリッツァーのような見当はずれの結論を導いてしまう。

2）フィリップスが指摘しているように、人々の情報リテラシーの欠乏は、「想像力豊かな人間教育」といった一見ポジティブな理想の意図せざる結果であろう。（人々が客観的事実をつかむことにしばしば失敗することの）「最も緊急で明白な原因は、私たちの教育システムが人々に知識をあたえ、考える能力を促進することに関してみじめに失敗しているということだ。これは知識、事実、客観性といった理念に対する根源的なレベルでの攻撃の結果である。そのかわりに、感情や想像力といった事柄が重視されているのだ。」（Phillips 2002）

3）この点に関しては様々な見方があるが、たいていは喧伝される情報化社会論のなかで革新的な技術として称揚されている。これに対して社会学者の佐藤俊樹は、少なくとも情報化社会論自体は産業社会のロジックに完全に則ったものにすぎないとして否定的な見方を提起している。（佐藤 1996）

4）「何をもって個人を個人と呼ぶか」といった一見哲学的な問も、実際にはこういった社会制度上の選択と責任の範囲という問題と地続きである。

5）この結びつきはいわゆる著作人格権に近いが、同じ概念ではない。

6）ただし次節でみていくように、知的財産権自体は市場、社会経済構造との関連性において制限されてきたという側面もある。

7）これらの運動の社会学的な意味については、筒井 (2002) においても示した。

8）この制限は「独占の禁止」やアンチトラストというかたちで間接的に行われることが多い。知的財産権による利益は多くの場合独占体制を作り出すことによる利益独占である。

9）ここでは詳しく述べられないが、著作権と形式的に類似するプライバシー権においても同じようなことを指摘できる。プライバシーに関する判例は、プライバシーが社会全体の制度とのバランスという観点から制限されてきたことを示している。（Pember 1972、筒井2001）

参考文献

Akiyoshi, Mito and Junya Tsutsui. 2002. “E-mail with a Bamboo Brush: How New Media Technologies Reshape the Custom of Greeting Card Exchange in Contemporary Japan.” Unpublished paper presented at *2002 Annual Meeting of American Sociological Association*.

Bell, Daniel. 1973. *The Coming of the Post-Industrial Society: A Venture in Social Forecasting*. New York: Basic Books.

Bush, Vannevar. 1945. “As We May Think.” *The Atlantic Monthly*, Vol. 176: 85–110.

DiMaggio, Paul, Eszter Hargittai, W. Russell Neuman, John P. Robinson. 2001. “Social Implications of the Internet.” *Annual Review of Sociology*, 27: 307–336.

Giddens, Anthony. 1984. *The Constitution of Society: Outline of the Theory of Structuration*. Cambridge: Polity Press.

Giddens, Anthony. 1985. *The Nation States and Violence: Volume Two of a Contemporary Critique of Historical Materialism*. Cambridge: Polity Press.

Giddens, Anthony. 1991. *The Consequences of Modernity*. Cambridge: Polity Press.

Habermas, Jurgen. 1990. Strukturwandel der Öffenlichkeit : Untersuchungen zu einer Kategorie der Bürgerlichen Gesellschaft, Neuauflage. Frankfurt am Mein: Suhrkamp Verlag.

Himanen, Pekka. 2001. *The Hacker Ethic and the Spirit of the Information Age*. London: Vintage.

Lederberg, Joshua. 1993. “Communication as the Root of Scientific Progress.” *The Scientist*, 7, no. 3.

Lessig, Laurence. 1999. *Code and the Other Laws of Cyberspace*. New York: Basic Books.

Licklider, Joseph C. R. 1965. *Libraries of the Future*. Cambridge: MIT Press.

Luhmann, Niklas. 1984. *Sozial System : Grundriss einer allgemainen Theorie*. Frankfurt am Mein: Suhrkamp.

Luhmann, Niklas. 1973. *Vertrauen*. 2. erweiterte Auflage. Ferdinand Enke Verlag.

Luhmann, Niklas. 1975. *Macht*. Ferdinand Enke Verlag.

Luhmann, Niklas. 1990. *Essays on Self-Reference*. New York : Columbia University Press.

McLuhan, Marshall. 1964. *Understanding Media*. New York : McGraw-Hill.

Malone, Thomas W., Joanne Yates, Robert I. Benjamin. 1994. “Electronic Markets and Electronic Hierarchies.” Thomas J. Allen and Michael S. Scott Morton eds. *Information Technology and the Corporation of the 1990s*. New York: Oxford University Press.

Phillips, Melanie. 2002. “A Nation that Lies to Itself.” *Daily Mail*, May 27.

Pember, Don R. 1972. *Privacy and the Press: The Law, the Media, and the First Amendment*. Seattle : University of Washington Press.

Ritzer, George. 1996. *The McDonaldization of the Society*. Revised Edition. Thousand Oaks, California: Pine Forge Press.

佐藤俊樹. 1996.『ノイマンの夢・近代の欲望：情報化社会を解体する』講談社.

白田秀彰. 1998.『コピーライトの史的展開』信山社.

Stefik, Mark. 1996. “Letting Loose the Light: Igniting Commerce in Electronic Publication.” Stefik, Mark.（ed.）*Internet Dreams : Archetypes, Myths, and Metaphors*. Cambridge, Massachusetts: MIT Press.

筒井淳也・秋吉美都. 2001.「新しい公共空間への展望：電子ネットワーク空間の相互行為論的分析」『社会学評論』Vol. 51, No. 4: 398–411.

筒井淳也. 2002.「電子ネットワークと情報構造」『名古屋商科大学総合経営・経営情報論集』Vol. 46（No. 2）: 195–205.

Webster, Frank. 1995. *Theories of the Information Society*. London: Routledge.

Williamson, Oliver E. ed. 1975. *Markets and Hierarchies: Analysis and Antitrust Implications*. New York: Free Press.

Williamson, Oliver E. 1980. “The Organization of Work.” *Journal of Economic Behavior and Organization*, 1: 5–38.

Williamson, Oliver E. 1981. “The Economic of Organization: The Transaction Cost Approach.” *American Journal of Sociology*, Vol. 87（3）: 548–577.

Zelizer, Vivianna. 1997. *Social Meaning of Money : Pin Money, Paychecks, Poor Relief, and Other Currencies*. Princeton : Princeton University Press.